

クナシリ・メナシの戦いについて(1)

はじめに

今回も、新井田孫三郎が記した「寛政蝦夷乱取調日記」から、同じく寛政元年(1789)7月23日の記録から見て行きます。また、この日の明け方に騒ぎがあり、取り調べたところ、シヤマニ長人の仕業と判りましたが、乱も片付き味方でもあったので、内内で厳しく叱るに留めました。

23日東風雨天大風

「西長共」が申すには、昨日仰せられました、「趣」、有難き「仕合」に存じ奉ります。そこで、誰も申し出る者が無く、度々騒々しかつた事について、お詫び申上げます。今後はイトコ工・ショング・ツキノエ、其の外の長人共や祖母一統で陣屋を取り巻き致す事の仰せ付けを守りますので、「めなし東共」をはじめ、たとえ「如何様の儀」が出て来ましても、少しも御苦労を

お掛けしない」とについての「御印」として、「鹿抹」ながら一品宛て、通詞共まで差し出すと記され、手印(約束の証)として相手に差し出す品として「タンネツフ(飾太刀)」などの刀類を、「あつけし」のイコトエほか7人が7振り、アソスほか6人が6振り、「のつかまら」の「ショング」、「くなしり」のツキノエほか6人が6振りの19人が19振りを差し出して、受け取つた、と記されています。

また、3人の長人と祖母を合わせ4人を呼び出し、申し渡した事は、これまで「辛労の勤万、甚神妙の至り」であるので、今後の繁栄のため、「ヘラウトミカムイ(鉗形)・アイヌの人にとって最も重要な祈祷の道具」を3人の長人に、祖母へは「シャモシエモシホ

として米や多葉粉を遣わしました、と記されています。「この度無難に取り鎮まれたことについて、ショング・ツキノエ両人に、「御目見得(藩主に謁見すること)」のために召し連れようと思いましたが、彼らが留守中に、わざかな不心得の者共に、夷同士で口論の様なことが、夷同士で口論の様なことに、ともし難く、なにぶん「老体の事故」、かれこれありあわせ、両人の「子供共」を名代(代理)として召し連れ、城下において「御褒美」等も戴くについては、其外に召し連れる長人共を書付の通り申付けたこと、我が畏れ奉つてございます。

しかし、「あつけしイトイコ工」をはじめ祖母も申付けたところ、ずいぶん畏れ奉つていましたが、請けることについては、「あつけし」についてから申し上げることです。

夜中、長人が入れ替わり本陣に詰め、召し連れる長人も夜回りをし、土中(さむらい)は何れも具足(鎧と兜)をし、夜中寝ずに居りました。

とにかく人に宛てて、「褒美」一振りを下された。他に番人共を助けた木口やほか5人に宛てて、「褒美」をはじめ、たとえ「如何様の儀」が出て来ましても、少しも御苦労を

お掛けしない」とについての「御印」として、「鹿抹」ながら一品宛て、通詞共まで差し出すと記され、手印(約束の証)として相手に差し出す品として「タンネツフ(飾太刀)」などの刀類を、「あつけし」のイコトエほか7人が7振り、アソスほか6人が6振り、「のつかまら」の「ショング」、「くなしり」のツキノエほか6人が6振りの19人が19振りを差し出して、受け取つた、と記されています。

また、3人の長人と祖母を合わせ4人を呼び出し、申し渡した事は、これまで「辛労の勤万、甚神妙の至り」であるので、今後の繁栄のため、「ヘラウトミカムイ(鉗形)・アイヌの人

として米や多葉粉を遣わしました、と記されています。「この度無難に取り鎮まれたことについて、ショング・ツキノエ両人に、「御目見得(藩主に謁見すること)」のために召し連れようと思いましたが、彼らが留守中に、わざかな不心得の者共に、夷同士で口論の様なことに、ともし難く、なにぶん「老体の事故」、かれこれありあわせ、両人の「子供共」を名代(代理)として召し連れ、城下において「御褒美」等も戴くについては、其外に召し連れる長人共を書付の通り申付けたこと、我が畏れ奉つてございます。

しかし、「あつけしイトイコ工」をはじめ祖母も申付けたところ、ずいぶん畏れ奉つていましたが、請けることについては、「あつけし」についてから申し上げることです。

夜中、長人が入れ替わり本陣に詰め、召し連れる長人も夜回りをし、土中(さむらい)は何れも具足(鎧と兜)をし、夜中寝ずに居ました。

24日東風大雨大荒

「討取候夷塚、太さ一尺(約30cm)、四方一間(約3.6m)角を、四面赤く、四角黒く」塗つた物を、「圓右衛門、文藏奉行」として、「のつかまふ崎四方より」見渡せると、立てました。

今日にも天気次第で帰帆の積荷について皆々に伝え支度を致しました。「夷共」は一刻も早く送り出したいために、今後はそつて、「一統ウタレ共」について「一統ウタレ共」まで申し渡しておくれよ。以上の事は「得と」申し渡すべきところですが、御用が多く取り込んでいるので控えます。くれぐれもこのことをしつかり守るよう申し渡したところ、有難い御仕合せ御請しますとのことでした。

3人の「長人共」に、何事も「腹蔵(隠し事)」無く相談し治めるようにと、これまで申し渡しました。この度、兩人(ショング・ツキノエ)の子供等が、「御の騒動は夷の「不所存」とは申しながら、支配人・番目見得」に上られる事については、道中共に「我々子供同然」に心付けするので、「安堵」されるよう申しあげました。